

第3回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月10日(木) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市大原文化センター 1階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一 2番 織本 幸一 3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司 5番 池田 誠 6番 中村 好男

7番 三枝 正直 8番 高橋 奈緒美 9番 高浦 伸芳

10番 麻生 等 12番 松崎 秋夫 13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(1名)

11番 福山 博久

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 令和3年度第12次農用地利用集積計画(案)について

議案第7号 農用地利用配分計画(案)について

議案第8号 令和4年度標準農作業賃金(案)について

議案第9号 いすみ市農業委員会会議規則の一部を改正する規則(案)について

議案第10号 いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及びいすみ市農地銀行規程の一部を改正する告示(案)について

議案第11号 いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定

(案) について

その他

(開会 午後3時06分)

事務局 委員の皆様、本日は大変ご苦勞様です。

それでは、只今から令和4年第3回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日は、11番、福山委員の1名が欠席となっており、出席委員数は、
委員総数13名中12名であります。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の会議が成立いたします
ことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長
をお願いいたします。

会長 それでは、審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番 池田委員、議席番号10番 麻生委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題といたしますが、番号3の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に
該当いたしますので、初めに番号1及び番号2並びに番号4から番号9を
審議していただき、その後に番号3について審議をお願いいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について説明しま
す。

番号1、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為、譲受
人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

本件の譲渡人は持分〇分の〇ずつの〇名での申請となります。

申請土地、作田字飯倉、地目、田、〇〇〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇
〇〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、本件の譲渡人は前件、番号1の〇名のうちの一人となります。
譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為、譲受人理由は、

自宅に近く耕作に便利な為です。

申請土地、作田字東台、地目、畑、〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号3につきましては議事参与の案件に該当しますので、先に番号4以降の説明をさせていただきます。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作困難の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、山田字萬木原、地目、田、〇〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作困難の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、山田字萬木原、地目、田、〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇〇〇㎡。

本件譲受人は番号4と同一人です。権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号6、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。

申請土地、上布施字小山、地目、田、〇〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。

番号7、譲渡人理由は、耕作および管理が出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。

申請土地、岬町江場土字後川、地目、田、〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号8、譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、岬町東中滝字下、地目、田、〇〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号6及び7です。

番号9、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、岬町押日字扇田、地目、田、〇〇〇〇㎡ほか〇〇筆。〇〇筆の合計〇〇〇〇㎡。

本件譲受人は番号8と同一人です。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6、7及び8です。

番号3を除く、番号1から9につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、私の方から補足説明をさせていただきます。

11番、福山委員より、問題なしとの連絡を受けております。

続きまして、番号4及び番号5について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい、9番、高浦です。

4番、5番、譲受人は同じ方で、ご近所の土地を譲り受けて耕作することによって、何ら問題ないと思います。

議長 続きまして、番号6について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい、3番、鈴木です。

譲渡人の〇〇さんは、親から引き継いだものの、現在、居住が〇〇市と遠方で耕作できないということで、譲受人の〇〇さんは、地元でこの近くを含めて耕作しているということで、何ら問題ないと思います。よろしく審議のほど、お願いします。

議長 続きまして、番号7について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい、12番、松崎です。

この土地については隣接農地を既に受人の方が耕作しており、特に問題ないものと思います。ご審議ほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、番号8及び番号9について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻生委員 はい、10番、麻生です。

8番、9番ともに、8番は近くの方ですけど、9番は遠方の方なので耕作できない。既に、受人が借りて耕作しているとのことなので、問題ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1及び番号2、並びに番号4から番号9については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号3についての審議に移りますが、議事参与の制限により、4番、吉清委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願いいたします。

(吉清委員退室)

議長 吉清委員が退室されましたので、引き続き番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号3につきまして説明します。

譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、若山字蒲末、地目、田、〇〇〇〇㎡ほか〇筆。〇筆の合計〇〇〇〇㎡。

権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号3について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい、5番の池田です。

まず、若山、蒲末の田ですけれども、申請地は、その周辺9割方を受人が耕作していきまして、また、10数年にわたりまして、3枚の田を1枚の田にして耕作しており、それを今回取得するとのことで、問題ないと思

ます。

2番目に若山新田〇〇〇〇〇の田ですけれども、荒れていたものを田に復元しまして、付近4枚の田を1枚の田として耕作していますので、問題ないと思います。

最後の〇〇〇〇ですけれども、これも従来耕作してきたものを取得することによって、問題ないと思います。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号3については、原案のとおり可決されました。

それでは、吉清委員の入室をお願いいたします。

(吉清委員入室)

議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は大野鴻ノ巣の田と畑〇〇〇〇〇〇〇m²で、越口集会所の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、農振農用地に該当し原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。道路の西側の農地は低地にあり耕作のしづらい田を〇〇m嵩上げし畑へと改良、道路の東側の農地は山水が溜まり易い事から、道路より〇〇m高く嵩上げし畑へと改良するものです。

法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為の土砂は、東京都杉並区の配水管布設替工事から搬入する発生土、約〇〇〇〇立方メートルを使用します。

埋立て工事業者の厚意により費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について、環境水道課に令和4年2月24日付で許可申請がなされております。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後はジャガイモ、枝豆、白菜、キャベツを作付けします。

番号2、本件土地は山田中畑の田〇〇〇〇〇㎡で、特別養護老人ホームの南側に位置します。図面番号10です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地である事から、第2種農地に該当します。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。低地にあり耕作のしづらい田を2m嵩上げし、畑へと改良するものです。

法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為の土砂は、東京都杉並区の配水管布設替工事から搬入する発生土、約〇〇〇〇立方メートルを使用します。

埋立て工事業者の厚意により費用は掛かりません。

埋立て面積が500㎡未満であることから小規模埋立て条例には該当しません。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後はジャガイモ、大根を作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい、No.8、高橋でございます。

先程、事務局から説明がありましたとおり、畑が低いので隣からの雨水が流れてくることから、同じぐらいの高さに嵩上げしたいということでしたので、問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 続きまして、番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいた

します。

高 浦 委 員 9 番、高浦です。

現地は周辺の土地から見ると、一ヶ所、この場所だけが低いところで、利用するためには埋め立てをしてもらえれば、農地として活用する余地があると思いますので、良いと思います。よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第 2 号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号 1、本件土地は若山宮後の畑で、東海小学校の南側に位置します。図面番号 1 1 です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当します。

当初計画内容、事務所兼作業所の建築。当初許可年月日、令和 3 年 1 0 月 5 日許可。当初許可指令番号、千葉県夷農指令第 2 7 2 号の 7 - 4。

変更理由、事務所兼作業所の建築を目的として農地法第 5 条の規定による許可を得たが、土地が変形しており、南側が狭い為、隣接する農地 2 筆を譲受け、敷地拡張をする。

本申請と同時に農地法第 5 条の許可申請がなされております。議案第 5 号、番号 2 です。

土砂による埋立て、整地を行います。埋立て面積が 5 0 0 m²未満の為、小規模埋立て条例には該当しません。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい、4番、吉清です。

図面番号11ですが、網掛けの部分が変更申請された部分です。内容については、事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は高谷南海道の田〇〇〇㎡で、上総東駅の北側に位置します。図面番号12です。

申請地は上総東駅から300m以内であることから、第3種農地に該当します。

当初計画内容、建売住宅。当初許可年月日、平成20年12月15日許可。当初許可指令番号、千葉県夷農指令第5号の111。

変更理由、水道がなく、井戸を計画していたが、飲用に適さなかった事と浸水の被害を受けた為、建売住宅の計画を断念した。

承継計画はキャンプ場です。承継者は近隣に住宅がなく、星空が綺麗に

見える為、都会からのキャンパーに向いているキャンプ場を開設します。

本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第5号、番号6です。

用水は井戸水、排水について、雨水は自然浸透、汚水はバイオトイレによる微生物分解式、雑排水は発生しません。

所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 9番、高浦です。

事務局の説明のとおり、当該箇所が浸水被害を受けたということで、落合川の河川敷のすぐ隣の土地になります。変更の理由がキャンプ場に使うということですがけれども、いまキャンプが流行りなので、そういう事情なのかと、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は作田西台の畑〇〇〇㎡で、作田台集会所の北側に位置します。図面番号13です。

申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目

的が住宅で、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものに該当します。

譲受人は市内で不動産業を営む法人であり、温暖な気候や閑静な環境から、移住者等の需要を見込んで、建売分譲住宅、2棟計〇〇〇〇㎡、カーポート、2棟計〇〇〇㎡の建築及び道路拡張、〇〇〇㎡を計画しました。

権利の内容は売買による所有権移転です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じて、市道側溝へ放流します。

所要資金は〇〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係ですが、道路法について市建設課に道路占用許可申請予定です。

番号2は議案第3号、番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

番号3、本件土地は、日在新町東北の畑〇〇〇㎡で、三門駅の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は三門駅から300m以内の農地であることから第3種農地に該当します。

借主は東京都中央区で太陽光発電事業を営んでおります。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年11月19日付けで関東経済産業局より発電事業計画認定がなされております。

番号4及び番号5は同一案件ですので、一括で説明いたします。

本件土地は、長志平田の田〇〇〇〇㎡の内〇㎡で、長志交差点の西側に位置します。図面番号15です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められ、

市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる事から例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、営農型太陽光発電施設の更新で支柱である単管パイプ0.0045m²×○○○本分です。現在、パネルの下部でブルーベリー栽培を行っております。

権利の内容は賃借権設定、期間借地です。

全体の所要資金は○○○万円で借入金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年11月19日付けで関東経済産業局より発電事業計画認定がなされております。

番号6は、議案第4号、番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

番号7、本件土地は岬町江場土清水下の畑○○○○m²で、農地以外の1筆を合わせた全体計画は○○○○m²です。江ノ浜グラウンドの北側に位置します。図面番号16です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

借主は東京都中央区で太陽光発電事業を営む法人の役員です。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル○○○枚を設置するものです。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は○○○万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年11月19日付けで関東経済産業局より発電事業計画認定がなされております。

番号8、本件土地は岬町三門東の田と畑○○○m²で、三門駅の西北に位置します。図面番号17です。

申請地は三門駅から300m以内の農地であることから第3種農地に該当します。

譲受人は、現住所の住宅に居住しておりますが、建物の老朽化により、

現在所有する倉庫の隣接地である申請地を譲受け、住宅を新築します。なお、現在の住宅は売却する予定です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は既存の合併浄化槽を通じ既設側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、私の方から補足説明をさせていただきます。

11番、福山委員より 問題なし との連絡を受けております。

続きまして、番号2及び番号3について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 はい、4番、吉清です。

番号2については、議案第3号、番号1と同一案件です。番号3については、国道に面したところで、事務局の説明のとおり何ら支障ないと思います。よろしく審議をお願いします。

議長 続きまして、番号4から番号6について、9番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい、9番、高浦です。

番号4、5は、太陽光パネルの足の部分の面積の賃借権の更新ですので、何ら問題はないと思います。番号6は議案第4号、番号1の案件で、先程説明のとおり、星の見えるキャンプ場ということで、問題はないと思います。

議長 続きまして、番号7及び番号8について、12番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい、12番、松崎です。

番号7については、太陽光発電ということで、周りの住民の方にも郵送で説明等を行っていて、特に問題は無いとのことでしたので、特に問題はないものと思われま

す。番号8についても、住宅がある前の土地で、周りも太陽光発電であったり、住宅が建っていると特に問題はないものと思われま

よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和3年度第12次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和4年2月21日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権26件、使用貸借権1件、貸付者23名、借受者14名、田、75,385㎡、畑、723㎡、採草放牧地、5,800㎡でございます。なお、採草放牧地、5,800㎡については、牧草地ということを確認しております。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申込者、2名、田、7, 160㎡、畑、723㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、令和4年度標準農作業賃金（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、令和4年度標準農作業賃金（案）について説明いたします。

標準農作業賃金につきましては、例年、この時期に農業委員会総会に諮り決定したものを次年度の農作業賃金の目安として、広報いすみ4月号及び市ホームページに掲載し、情報提供しているものです。

参考資料として千葉県農業会議が設定した、令和4年度の水田機械

作業による標準料金表、地域別農作業（手作業）標準料金及び令和3年度の夷隅郡市の標準農作業賃金表を議案と一緒にお手元に送付させて頂いております。

また、郡内市町の令和4年度の動向を確認しましたところ、御宿町と大多喜町は令和3年度と変更なし、勝浦市は一般農作業の畑作業を300円、トラクターの水田代かき、稲刈りのバインダー及びハーベスターを各100円ずつ値上げとする議案を総会に上程することです。

これらを踏まえまして、いすみ市の令和4年度農作業標準賃金につきましては、千葉県の単価上昇に合わせて、トラクターの水田耕起を100円、田植機を300円、コンバインを400円、育苗の緑化については農協販売価格に合わせて20円値上げとする提案をさせていただき次第です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
織本委員 2番の織本です。

トラクターの水田代かきの備考の2回を基準って書いてあるんだけど、ほとんど2回やってないかと思うのだけど。1回で済んじゃっていると思うのだけど。

議長 事務局。
事務局 今、ご指摘あったところでございますけれども、例年、このような標記をさせていただいているというのが、正直なところなんです。圃場の条件等によって変わってくるかと思えます。あくまでも標準ということで参考していただくものとなります。以上です。

池田委員 去年と同じってこと。

事務局 備考の欄につきましては、変えてございません。

池田委員 昨年も2回を基準って標記。

事務局 変えてございません。

織本委員 逆に水田耕起の方が時間かかるよね。

池田委員 代かきの前にかき回すよね。

織本委員 それが水田耕起。

議長 事務局より事前に説明があった時に、代かきをやる回数が多いほど、草の出が少なくなる。ということで同じで良いのではないかと。

麻生委員 水田代かき2回というのは、日にちを改めて2日やったからの2回なのか、縦横やったから2回なのか。

議長 普通は縦横で2回じゃないですか。

麻生委員 ということは縦横で2回ということで。2日やったから2回じゃないってことで。

議長 2日やったら2回分ですよ。

松崎委員 ちょっと誤解しやすいですよ。

麻生委員 縦横で2回ということですよ。

議長 他に何かありますでしょうか。

議長 それでは、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。挙手全員でございます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号、いすみ市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号、いすみ市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について説明いたします。

令和2年に内閣府において策定された、地方公共団体における押印見直しマニュアル及び令和3年に制定しました、いすみ市押印の見直しに関する指針に基づきまして、現在、いすみ市全体として押印省略の改正を行っております。これに合わせまして、いすみ市農業委員会の会議における議事録について、押印の義務付けを廃止しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号、いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及びいすみ市農地銀行規程の一部を改正する告示（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号、いすみ市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱及びいすみ市農地銀行規程の一部を改正する告示（案）についてご説明いたします。

議案第9号にてご説明いたしましたが、いすみ市全体として行っている押印省略の改正に合わせて、申請者等の負担軽減及び利便性の向上等を図るため、従来義務付けられていた、申請書等への押印の義務付けを廃止しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号、いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第11号、いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定（案）につきまして、ご説明いたします。

はじめに、この指針は農業委員会に関する法律第7条第1項「農業

委員会は、指針を定めるよう努めなければならない」と規定されていることから、平成30年11月5日に策定されました。そのなかで改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとなっていることから、今回、改定を行うものです。

また、同法第2項において「農業委員会は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かななければならない」と規定されております。そのため、改定に伴う推進委員会議を令和4年2月17日に開催しようとしたしましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況であることから、書面による意見聴取に変更し、頂きました意見を踏まえましての提案でございます。

それでは、説明に入りますが、修正点と改選時の現状を踏まえた目標設定に絞りまして、ご説明させていただきます。

まず、修正点ですが、改元日、平成31年4月30日の翌日以降の年の表記を平成から令和に修正しております。一例で申し上げますと、平成33年を令和3年ということであります。

次に2ページ目の「③ 非農地判断」について、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」こちらは、農林課が行っていたものでありますが、令和3年6月に廃止され、農業委員会が行っている「利用状況調査」と統合されたことに伴い、表現を修正しております。

続きまして、改選時の現状を踏まえた目標設定について、ご説明いたします。

「第2 具体的な目標と推進方法」、「1. 遊休農地の発生防止・解消について」の「(1) 遊休農地の解消目標」ですが、

管内の農地面積 (A)

策定時、平成30年7月の3,751haから、改選時、令和3年7月が3,708haと3年間で43ha減少しています。

主な要因については、農地転用によるものです。

目標の設定について、43ha減少なので、3年平均すると約14haになりますが、農地転用のうち、太陽光発電への転用面積、申請件数

もではありますが減少傾向であることから、当初の9haの減少見込みは変更せず、現状から2年間で18haの減、3,690haとしています。

遊休農地面積（B）

策定時、平成30年7月の512haから、改選時、令和3年7月が275haと3年間で237ha減少しています。

主な要因については、「利用状況調査」における2号遊休農地の取り扱い変更によるものです。

目標の設定について、237ha減少と当初目標数値を上回っている状態ではありますが、遊休農地を増やさないという意味合いを込め、20ha解消するという目標は変更せず、現状から2年間で40haの減、235haとしています。

続きまして、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」の「（1）担い手への農地利用集積目標」ですが、

管内の農地面積（A）

先程の「1. 遊休農地の発生防止・解消について」の「（1）遊休農地の解消目標」と同じとなりますので、説明は省略いたします。

集積面積（B）

策定時、平成30年7月の1,020haから、改選時、令和3年7月が1,198haと3年間で178ha増加しています。

主な要因については、新規参入に加え、高齢農家がそのまま離農するのではなく、農地利用集積による利用権設定の制度を活用し、担い手へ集積されたことによるものです。

目標の設定について、今後も農地利用集積による利用権設定の制度の活用を図るとともに、市で定めています「いすみ市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における、おおむね10年後の担い手等への農地利用集積目標が35%であることから、目標の35%は変更せず「管内の農地面積」3,690haに「集積率」35%を掛けた1,292haとしています。

続きまして「3. 新規参入の促進について」の「（1）新規参入の促進目標」ですが、

新規参入

平成30年7月以降、32経営体の新規参入があり、当初目標の25経営体をクリアしています。

目標の設定について、3年平均、約10経営体の増加となりますが、昨今の農作物の価格低迷などを考慮しまして、新規就農者の年間目標5経営体は変更せずに、改選時の現状から2年間で10経営体の増、42経営体としています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。
その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は2月28日までに回答済の10件について、議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。
他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして、令和4年第3回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事 務 局 皆様、お疲れ様でした。
事務局から何点かご連絡がございます。
はじめに、4月の総会ですが、4月7日、木曜日、午後3時から夷隅文

化会館、2階、研修室で開催を予定しております。

申請受付については、3月22日、火曜日から25日、金曜日の4日間といたします。

現地確認につきましては、3月28日、月曜日及び予備日として3月29日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

最後に、活動記録簿についてですが、本日2月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了とさせていただきます。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時13分)

議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員